

平成25年(ラ)第872号文書提出命令申立て却下決定に対する抗告事件（原審・東京地方裁判所平成24年(モ)第2595号）

決 定

抗 告 人 橋 爪

東京都千代田区霞が関一丁目1番3号

相 手 方 東 京 弁 護 士 会

同 代 表 者 会 長 菊 地 裕 太 郎

主 文

本件抗告を却下する。

理 由

- 1 抗告の趣旨及び理由は、別紙「即時抗告理由書」記載のとおりである。
- 2 本件は、抗告人のした文書提出命令の申立てについて、原審が証拠調べの必要性を欠くとしてその申立てを却下したことから、これを不服として抗告人が即時抗告をした事案である。
- 3 抗告人の主張は、要するに、抗告人が文書提出命令を求める文書は、基本事件において取調べの必要性のある証拠であるから、これを認めなかった原審の判断には誤りがあるというものである。

しかし、一般に、証拠の採否の決定は受訴裁判所の専権に属するものであって、文書提出命令の申立ての採否についてもこれと別異に解すべき理由はないから、証拠調べの必要性がないことを理由として文書提出命令の申立てを却下する決定に対しては、上記必要性があることを理由として独立に不服の申立てをすることは許されない（最高裁判所平成11年(許)第20号同12年3月10日第一小法廷決定参照）。

そうすると、本件即時抗告の申立ては、証拠調べの必要性がないことを理由として抗告人の文書提出命令の申立てを却下した原決定に対し、上記必要性がある

ことを理由としてされたものであることが明らかであるから、不適法というべきである。

4 よって、本件即時抗告を却下することとし、主文のとおり決定する。

平成25年5月16日

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 市 村 陽 典

裁判官 濱 口 浩

裁判官 菅 家 忠 行

事件名：平成25年（ソラ）10205号 文書提出命令申立却下決定に対する即時抗告申立事件

（原審：平成24年（モ）第2595号 文書提出命令申立事件）

申立人 橋爪

相手方 東京弁護士会および同代表者会長斎藤義房

（基本事件：平成23年（ワ）第17843号 不当利得返還請求・損害賠償等請求本訴事件および平成23年（ワ）第29638号 損害賠償請求反訴事件）

原告（反訴被告）橋爪

被告（反訴原告）正野朗

平成25年4月22日

## 即時抗告理由書（1）

東京高等裁判所 御中

申立人 橋爪

### 第1 原審の不当性

1 現決定は「申立人が基本事件において主張する不法行為の成否と上記文書によって証明すべき事実との関係が明らかでない」とした。

2 本来は、「（本件文書1を）再生してみたが通話は何も聞こえ」なかった（基本事件平成25年3月13日準備書面6の17頁の2の（1）の1）という基本事件被告の主張を是認するために、基本事件被告の所持する本件文書1の検証をもって判断しなければならないものであるが、基本事件被告は、本件文書の提出命令申立が行われた後、「最初の1枚（本件文書1）は「差替により返還した」という主張を行なった（同準備書面7の2頁

(4) ) 。

3 上記基本事件被告の主張は、後述第2の不法行為を否認するものであるが、いずれも具体性を欠き、客観的証明がなされているものではない。抽象的な主張で本件文書1には何も録音されていなかったと認められるのであれば、弁護士による不祥事も珍しくはないところ、事実上、相手方東京弁護士会など弁護士会や基本事件被告など弁護士に対する文書提出命令を封じるに等しく、証拠の偏在を考慮して文書提出命令を認めた法の趣旨を逸脱する。

## 第2 本件文書の検証における基本事件被告の妨害行為

1 本件文書1および2は、基本事件原告が、基本事件被告に「(基本事件原告のメールは)明らかに名誉毀損であり、法的手続きを検討する」(基本事件甲114の3段落目)と不合理な理由で脅迫され、本件懲戒事案を提起することをやむなくされ、その審査のために提出した証拠ビデオである。本件文書の内容により立証されるはずだった事実は、基本事件被告が執拗に医師を斡旋しようとしていたという事実、および、契約を締結し着手金を支払わせておきながら、あえて基本事件原告には受け入れがたい医師を執拗に斡旋し、何度も断らせたり苦情させたりすることで、互いの信頼関係が失われたとし、基本事件原告の交通事故損害賠償請求事件を受任しない理由にしたという事実である。

2 基本事件被告は、本件懲戒事案において、上記文書1に「何も録音されていなかった」(基本事件甲177の第1項等)と主張し、さらに上記文書2についても同様の主張を行い、その結果、相手方東京弁護士会の綱紀委員会は基本事件乙7の議決書のとおり、前記1項に述べた事実を認定できず、そのことからも「基本

事件被告を懲戒しない」と決定せざるを得なくなった可能性も高い。その結果、基本事件原告は、平成22年から平成25年にかけ日本弁護士連合会等に対する申立を行うことをやむなくさせられた（疎の3の目録の項3ないし5）。その後に相手方東京弁護士会は基本事件被告に懲戒を付したが（基本事件甲247の1ないし3）、基本事件原告は事実の認定を争い、未だ異議の申立てを行わざるを得なくなっている（疎の4）。

3 本件懲戒事案に対する妨害の事実は、基本事件被告が、相手方東京弁護士会の綱紀委員会の「メモでもないか?」という依頼により、「(平成20年12月は)項目のみのラフなメモ(乙41号証=基本事件甲150の2)しか作れなかった」などと主張したことからも伺えるものである(甲150の2に書かれた「乙7」から「乙14」の文字は本件懲戒事案の証拠番号であり、平成20年12月に書けるはずがなく、基本事件被告自身も、後で「平成22年2月末頃に作成した」(甲180)と陳述した)。警察等への告訴相談までも不法行為とする不合理な基本事件反訴を申立て(平成23年9月7日付け反訴状26頁(3))、米国等では既に規制されている、市民の正当な活動の妨害を目的とする訴訟(SLAPP)を行っていることから考えても、基本事件被告の主張は、具体性に欠け、正当性が薄いと考えざるを得ない。

4 したがって、本件文書が証するもうひとつの事実は、基本事件被告が、本件懲戒事案において、本件文書1ないし2を、虚の主張をもって検証の対象から除外させという不法行為であり、その不法行為は、相手方東京弁護士会の所持する本件文書1と、基本事件原告のその副本CD原本を比較することで明らかになりうる。

### 第3 本件文書の提出義務の原因について

- 1 本件文書は、弁護士法第58条に基づいて提出されたものであり、民事訴訟法第220条3号の「文書が挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき」に当たる。
- 2 また、相手方東京弁護士会職員は、国家公務員法第2条に定める公務員ではないから、相手方の所持する本件文書は上記同条4号のロに当たらず、また、相手方東京弁護士会は、職業的弁護士の集団としてではなく弁護士会として懲戒を行うのだから同号ハにも該当せず、さらに、本件文書はそもそも申立人が作成したものだから、同号ニの「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」にも当たらない。したがって、本件文書1ないし2は、上記同条4号イないしホのいずれにも該当しないから、相手方には本件文書の提出の義務がある。
- 3 特に、相手方東京弁護士会は、本来であれば、本件懲戒事案において本件文書1および2を検討し、そのうえで本件文書1および2の証すべき事実を認めなかつたと考えられるべきなのだから、本件文書を提出をできない理由はないのであり、相手方には本件文書の提出義務があるというべきである。

第4 よって、本件提出命令の申立を理由なしとして却下した原決定は不当であるから、即時抗告の申立書の趣旨記載のとおりの裁判を求める。

以上

### 疎明方法

- |       |         |
|-------|---------|
| 疎第3号証 | 別紙1 目録  |
| 疎第4号証 | 審査開始通知書 |